

公益財団法人への移行にともなう税の優遇措置について

公益財団法人 尚 志 社

当財団は、2012年12月3日付けで公益財団法人に移行いたしました。

個人・法人からの公益財団法人への寄附金については、一定の要件の下で税制上の優遇措置が受けられます。また、当財団後援会の皆様からお支払いただく年会費は、寄附金として扱われ、この優遇措置の対象となります。詳細は、下記のとおりです。

記

1. 個人の場合

個人からの寄附金（尚志社後援会の年会費を含む）は、所得税および相続税において、次のような優遇措置の対象となります。

(1) 所得税における優遇措置

個人からの寄附金は、確定申告によって、年間所得の40%を控除限度額として、前年1年間分（1月1日～12月31日）の寄附金総額から2千円を差し引いた金額を控除することが出来ます。

[例] 年間所得が500万円で、後援会費1口（3,600円）の場合
 $3,600円 - 2,000円 = 1,600円$ を所得総額から控除できます。
(控除限度額： $500万円 \times 0.4 - 2,000円 = 199万8千円$)

寄附金控除を受けるためには、所轄税務署で確定申告を行ってください。
確定申告書提出の際に、当財団が発行する「領収書」を添付して申告してください。
なお、勤務先などで行う年末調整等では控除の適用は受けられません。

(2) 相続税における優遇措置

相続により受け継いだ財産の一部もしくは全額の寄附については、相続税が課税されません。相続税の申告期限内にご寄附いただき、相続税申告書提出の際に、当財団が発行する「領収書」を添付して申告してください。

2. 法人の場合

法人からの寄附金（尚志社後援会の年会費を含む）は、法人税において、次のような優遇措置の対象となります。

（1）法人税における優遇措置

公益財団法人に寄附（尚志社後援会の年会費を含む）をした法人は、確定申告によって、法人税法上の通常の「一般損金算入限度額」に加え、別枠の「特別損金算入限度額」を上限として、損金算入をすることができます。

以 上